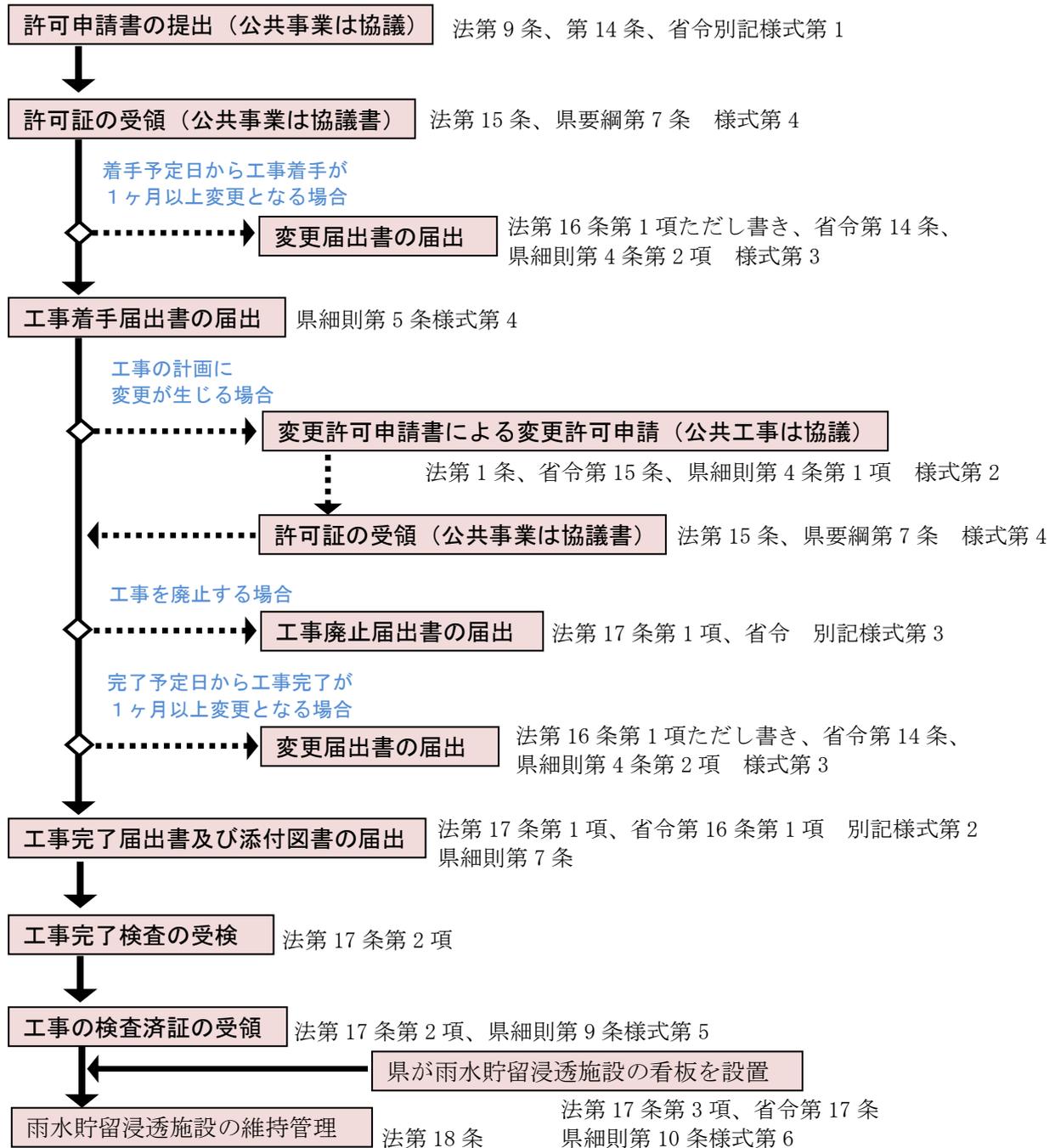


## 第5章 雨水浸透阻害行為許可に係る手続き

### 5-1 許可に係る手続きについて

#### 5-1-1 許可に係る一般的な手続きについて

雨水浸透阻害行為許可の一般的な手続きの流れは次の図 5-1-1 のとおりである。



※施設管理者が変更される場合、施設管理者届出の提出が必要となる。

様式ダウンロード：<http://www.sougo-chisui.jp/shinkawa/yoshiki.html>

図5-1-1 雨水浸透阻害行為許可の手続きフロー

5-2 許可申請図書について

5-2-1 法令で定められている内容

法令で定められた、雨水浸透阻害行為の許可を受けようとする者が提出しなければならない申請図書の内容は、表5-2-1のとおりである。

表5-2-1 法令で定められた申請図書の内容

**法 省**

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	根拠法令
雨水浸透阻害行為許可申請書	—	—	省令第6条第1項 省令別記様式第1
雨水浸透阻害行為変更許可申請書	—	記載内容は、「変更に係る事項」「変更の理由」「雨水浸透阻害行為の許可番号」	省令第15条
雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書	—	記載内容は、「変更に係る事項」「変更の理由」「雨水浸透阻害行為の許可番号」	省令第19条第1項 省令別記様式第6
計画説明書	—	工事の計画の方針、行為区域（集水区域）内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	法第10条第1項第2号 省令第6条第2項
行為区域位置図	1/50,000 以上	行為区域の位置を表示した地形図	法第10条第2項 省令第8条第1項、2項
行為区域区域図	1/2,500 以上	行為区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において、都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	法第10条第2項 省令第8条第1項、3項
計画図①	1/2,500 以上	地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積。等高線は、2メートルの標高差を示すものであること	法第10条第1項第2号 省令第6条第4項、表
計画図②	1/2,500 以上	行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	法第10条第1項第2号 省令第6条第4項、表
計画図③	1/2,500 以上	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	法第10条第1項第2号 省令第6条第4項、表
計画図④	1/2,500 以上	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域	法第10条第1項第2号 省令第6条第4項、表
計画図⑤	1/2,500 以上	雨水貯留浸透施設の形状	法第10条第1項第2号 省令第6条第4項、表
計画図⑥	1/500 以上	雨水貯留浸透施設の構造の詳細	法第10条第1項第2号 省令第6条第4項、表
計算書	—	対策工事が政令第8条第1項に規定する技術基準に適合することを証する書類	法第10条第2項 省令第8条第1項

5-2-2 許可申請の提出書類

雨水浸透阻害行為の許可及び変更の許可を受けようとする者は、次表 5-2-2 の申請図書を許可権者に提出しなければならない。(受付は各市町窓口)

なお、名古屋市、一宮市、春日井市、豊田市にあってはそれぞれの市長、その他の市町については愛知県知事が許可権者となる。(平成23年7月現在)

※5-2-2-1 **法省細**

【解説】

前項の「法令により定められた申請図書に必要な内容」を網羅した許可申請の提出書類 1 式は下の表のとおりである。

表5-2-2 許可申請図書の種類 (1)

**法省細**

書類の名称	内容	表 5-2-1 の 該当図書名
雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書※	法第 9 条、第 14 条の許可を受けるための申請書。(省令様式第 1)	雨水浸透阻害行為許可申請書
雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書※	法第 16 条の許可の変更をするための申請書。(県細則第 4 条、様式第 2)	雨水浸透阻害行為変更許可申請書
雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書※	法第 18 条の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可を受けるための申請書。(省令様式第 6)	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書
委任状	許可の申請を代理人に委任する場合必要。委任契約の内容。	該当なし
計画説明書※	工事の計画の方針、行為区域(集水区域)内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画(県細則第 2 条、様式第 1)	計画説明書
工程表	許可申請～工事完了・完了検査までの簡単な工程を示す。	該当なし
行為区域位置図	行為区域の位置を表示した地形図。縮尺 1/1 万～1/2 万程度。	行為区域位置図
行為区域区域図	行為区域の区域、表示範囲内の都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに行為区域の形状を表示したもの。縮尺 1/2500 以上。	行為区域区域図
土地公図の写し	行為区域の区域並びに市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したもの。	行為区域区域図
現況地形図	行為前における行為区域(及び集水区域)の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積を表示したもの。縮尺 1/100～1/500 程度。	計画図①②
求積図(現況)	行為前における行為区域(及び集水区域)の土地利用形態ごとの面積の算出根拠。	計画図①②
土地利用計画図	行為後における行為区域(及び集水区域)の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積を表示したもの。縮尺 1/100～1/500 程度。	計画図①②

表5-2-2 許可申請図書の種類（2）

**法省細**

書類の名称	内容	表 5-1-1 の 該当図書名
排水施設計画平面図	排水施設の位置、排水系統、それに伴う集水区域の境界、吐口の位置及び放流先の名称を表示するもの。縮尺 1/100～1/300 程度。	計画図③④
対策工事の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び雨水貯留浸透施設の形状を表示したもの。縮尺 1/100～1/300 程度。	計画図④⑤
求積図（計画）	行為後における行為区域（及び集水区域）の土地利用形態ごとの面積の算出根拠。及び雨水貯留浸透施設の規模の算出根拠	計画図①②⑥
対策工事の計画図	雨水貯留浸透施設の構造の詳細を表示したもの。	計画図⑥
土地利用別面積集計表（様式 A）※	雨水浸透阻害行為面積の算定表。行為前後における行為区域内の土地利用形態が変更した面積により算出する。	計算書
集水区域の概要（様式 A'）	区域外を含む集水区域ごとに作成した行為前後の合成(平均)流出係数の算定表。	計算書
阻害行為の流出量（様式 B）	区域外を含む集水区域ごとに作成した行為前後の 10 分ごとの流出雨水量の計算結果。	計算書
施設の規模（様式 C）	対策施設の効果の算定に必要な施設規模を示したもの。集水区域ごとに浸透施設と貯留施設に分けて作成。浸透施設は集水区域内の施設の効果を統合した算定結果。貯留施設は、調整池の水位容量曲線及びオリフィス形状の表示。	計算書
調整池容量計算結果（様式 D）	区域外を含む集水区域ごとに作成した浸透施設及び貯留施設の対策後放流量の計算結果。行為後の 10 分ごとの流出雨水量の計算結果と許容放流量及び対策施設での抑制後の 10 分ごとの放流量を表示したもの。	計算書
施設チェックシート（様式 E）※	計算結果を簡易に確認するチェックシート。区域外を含む集水区域ごとに作成する	計算書
最大放流量合計表	集水区域ごとの対策後放流量を合計して、許容放流量以下であることを示すもの。	計算書
その他	現況の土地利用形態を示す書類。 本指針にて、示した値や基準や標準的構造を使用しなかった場合の根拠資料。 もしくは、雨水貯留浸透施設の継承に係わるため、参考提出をお願いするもの。（宅地分譲の場合は、重要事項説明書の写し）	計画図①②⑥ 計算書

書類の名称欄に※があるものは、以下のアドレスにより様式をダウンロードすることができる。<http://www.sougo-chisui.jp/shinkawa/yoshiki.html>

（名古屋市、一宮市、春日井、豊田市内除く）

※5-2-2-1（市町窓口）ガイドラインP.149窓口の一本化、県細則第12条（特例市）法第9条第1項、省令第6条第1項



5-3 許可申請後の手続き

5-3-1 (許可権者からの)許可又は不許可の通知

法第15条に基づき都道府県知事は、法第9条の許可の申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分をしなければならない。

許可又は不許可の処分は、文書をもって申請者に通知しなければならない。

法第14条の協議、法第16条の変更許可・協議、法第18条の許可・協議も同様である。

※5-3-1-1 法要

【解説】

許可申請が許可権者により適正であると判断された場合は、下図のとおり許可の処分が申請者へ通知される。

図5-3-1  
許可書（法9条許可）  
（県要綱第7条 様式第2）

図5-3-2  
回答書（法14条協議 公共事業の場合）  
（県要綱第7条 様式第3）

法第16条の変更許可申請の場合、発行される許可書の様式は、県の「特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為許可等事務処理要綱（以下要綱）」様式第4。

法第16条の変更協議の場合、発行される回答書の様式は、要綱 様式第5。

法第18条の雨水貯留浸透施設の機能阻害行為の許可申請の場合、発行される許可書の様式は、要綱 様式第10。

法第18条の協議の場合、発行される回答書の様式は、要綱 様式第11。

※5-3-1-1 法第15条、県要綱第7条、8条、第16条

5-3-2 軽微な内容の変更（工期の変更）

工事の着手予定日及び完了予定日を変更する場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

なお、届出なければならない工期の変更の内容は、前後 1 ヶ月以上の工期の変更とする。

※5-3-2-1 法細

【解説】

法第 16 条第 1 項ただし書き、省令第 14 条に定められたとおり、工期の変更については、変更許可の必要がない。そこで、工事着手予定日、完了予定日の前後 1 ヶ月以上の変更については、変更届出書を届け出ることとした。

5-3-3 工事着手届

法第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

※5-3-3-1 細

様式第 3 (第 4 条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 宛

届出者 社 名  
比 名  
(名称及び)  
代 表 者 氏 名  
電 話

特定都府県河川浸水被害対策法第 18 条第 3 項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号	年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	前 年 月 日 計 年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	前 年 月 日 計 年 月 日
	別業工事の着手予定日	前 年 月 日 計 年 月 日
	別業工事の完了予定日	前 年 月 日 計 年 月 日
	変更の理由	
その他必要な事項		

備考 1 用語のたよりには、日本工業規格をとする。  
2 届出者の氏名（個人にあっては、その代表者氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を捺印することである。

図5-3-3  
変更届出書（工期の変更）  
（県細則第4条第2項 様式第3）

様式第 4 (第 5 条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 宛

届出者 社 名  
比 名  
(名称及び)  
代 表 者 氏 名  
電 話

特定都府県河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日 年 月 日

2 別業工事の着手（予定）年月日 年 月 日

3 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称

4 工事監工事  
(1) 住居  
(2) 氏名（名称及び代表者氏名）  
(3) 連絡場所 (電話)  
(4) 現場監督者氏名

備考 1 用語のたよりには、日本工業規格をとする。  
2 届出者の氏名（個人にあっては、その代表者氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を捺印することである。

図5-3-4  
工事着手届  
（県細則第5条 様式第4）

※5-3-2-1 法第 16 条第 1 項ただし書き、県細則第 4 条第 2 項

※5-3-3-1 県細則第 5 条

5-3-4 工事完了届

法第9条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了したときは省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

なお、工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- ① 雨水貯留浸透施設の形状を明示した対策工事の確定図(縮尺 1/2, 500 以上)
- ② 雨水貯留浸透施設の構造の詳細図(縮尺 1/500 以上)
- ③ その他知事が必要と認める書類

※5-3-4-1 法省細

【解説】

「③その他知事が必要と認める書類」には、雨水貯留浸透施設の使用材料についての品質や納入量を示す資料及び対策施設における地下埋設部の施工段階毎の写真等である。

5-3-5 工事の廃止届

法第9条の許可を受けた者が、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止したときは省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

なお、工事廃止届出書には、「雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類」を添付しなければならない。また、工事に着手している場合には、「廃止時の当該土地の現況地形図(縮尺二千五百分の一以上もの)」も添付しなければならない。

※5-3-5-1 法省細

別記様式第2 (第十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

届出者 住所 氏名 印

特定都府県雨水浸透対策法第17条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可書第 年 月 日 第 号)が完了したため届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事が完了した年月日 年 月 日

2 対策工事が完了年月日 年 月 日

3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地塊の名称

地塊 番 号	年 月 日	体 積	単 位
第 番 地 塊	年 月 日	合 計	立 方 米
第 番 地 塊	年 月 日		
第 番 地 塊	年 月 日		

備考 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
3 併存のある地塊は記載しないこと。

図5-3-5  
工事完了届出書  
(省令第16条第1項 別記様式第2)

別記様式第3 (第十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

届出者 住所 氏名 印

特定都府県雨水浸透対策法第17条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可書第 年 月 日 第 号)を下記のとおり廃止したため届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 年 月 日

2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地塊の名称

備考 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

図5-3-6  
工事廃止届出書  
(省令第16条第2項 別記様式第3)

※5-3-4-1 法第17条第1項、省令第16条第1項、県細則第6条、7条

※5-3-5-1 法第17条第1項、省令第16条第2項、県細則第8条

5-3-6 (許可権者からの)検査済証の交付

都道府県知事は、雨水浸透阻害行為に関する工事が検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 9 条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の内容に適合していると認めた場合は、検査済証の交付を行う。

法第 14 条の協議、法第 16 条の変更許可・協議、法第 18 条の許可・協議も同様である。

※5-3-6-1 **法細**

様式第 5 (第 9 条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日

知事 氏名 印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、(年)月(日)検査の結果特定都市河川浸水被害対策法第 11 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号	年 月 日 期 号
雨水浸透阻害行為等の区域に含まれる地塊の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名(名称及び住所氏名)	

備考 印刷の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

図5-3-7  
検査済証  
(県細則第9条 様式第5)

5-3-7 (許可権者による)標識の設置

都道府県知事は、工事の完了検査により当該工事が政令第8条の技術的基準に適合すると認めた場合は、雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を遅滞なく設置しなければならない。標識は施設の周辺の住民の見やすい場所に設けること。

また、標識には次の事項を明示しなければならない。

- ①雨水貯留浸透施設の名称
- ②雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- ③施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要
- ④雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事の許可を要する旨
- ⑤施設の管理者及びその連絡先
- ⑥標識の設置者及びその連絡先

※5-3-7-1 法細

【解説】

この標識は、対策工事として設置した雨水貯留浸透施設が河川、下水道又は地先の水路等の浸水被害防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知するものである。

なお、標識の設置に関して、法第17条は次の事を定めている。

- ① 建築物等の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- ② 何人も設置された標識を設置者の承諾を得ないで移転し、もしくは除去し、又は汚損し、もしくは損壊してはならない。

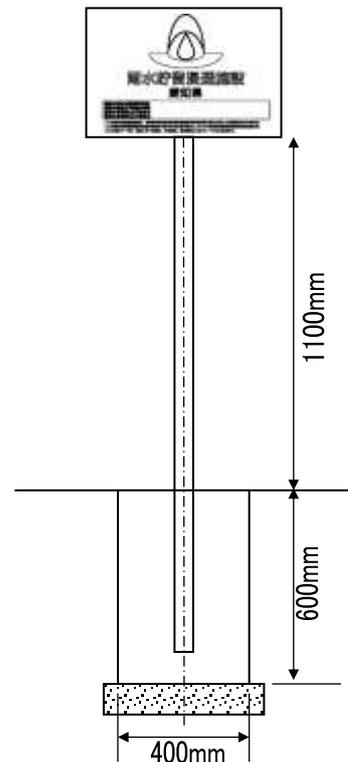
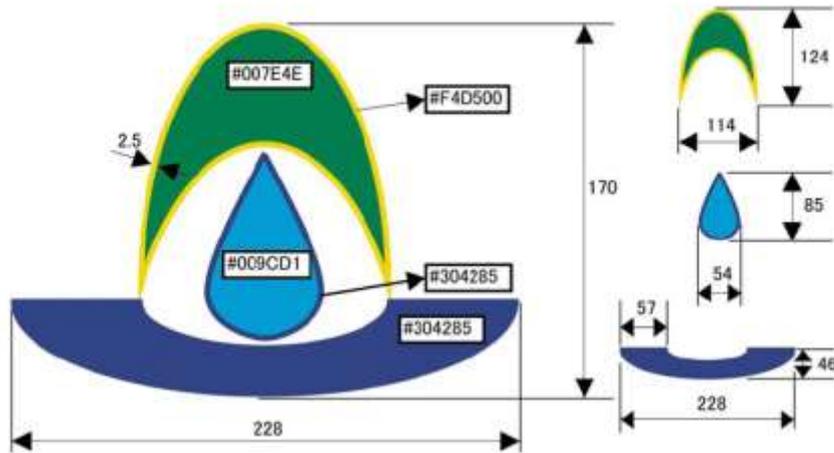


図 5-3-8 標識の例示  
 (上 400mm×600mm の例)  
 (右 400mm×600mm 基礎式の例)

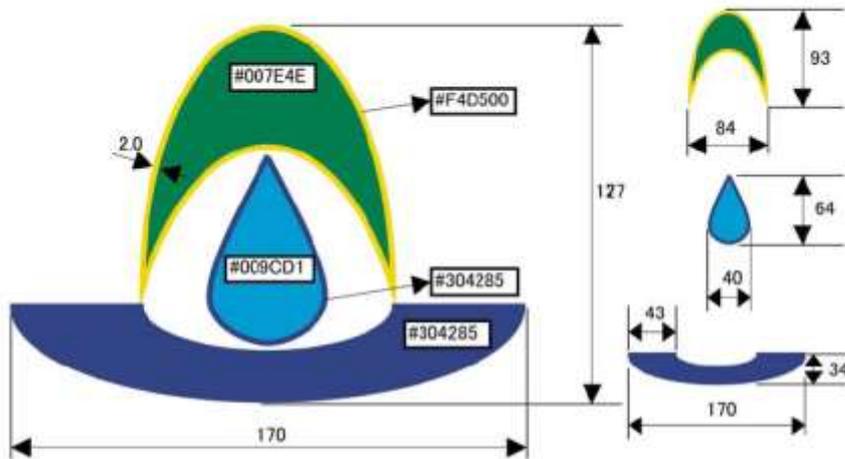
※5-3-7-1 法第17条第3項、県細則第10条第1項 様式第6

シンボルマークの規格(600×400用) 【単位:mm,#:色番号】



シンボルマークの規格(400mm×600mm)

シンボルマークの規格(450×300用) 【単位:mm,#:色番号】



シンボルマークの規格(450mm×300mm)

5-3-8 (許可権者による)雨水貯留浸透施設の存置・機能監視

都道府県知事は、パトロールを実施することにより、雨水貯留浸透施設の存置・機能監視及び無許可工事の早期発見に努めることとする。

また、安全対策の指導として、行為後の対応については、災害の防止のため必要があると認められるときは、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、又は、必要があると認める場合には、排水施設の設置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。



## 第6章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

### 6-1 雨水貯留浸透施設の施工

#### 6-1-1 浸透施設の施工について

浸透施設の施工にあたっては、浸透機能を十分に発揮させるため、施工時に浸透面および地盤の保護や、土砂などの流入などに十分留意すること。

※6-1-1-1



#### 【解説】

浸透施設の能力を十分発揮するためには、施工時点において留意すべき事項があり、それらを、以下に示す。

- ① 地山の浸透面が出来る限り締め固められないように留意し、浸透施設の機能障害を防止する。
- ② 施工時に、施設の目づまりの原因となる土砂を混入させないこと。
- ③ 掘削中に当初想定した土質と異なることが判明した場合には、速やかに設計者などと協議し、構造変更等の適切な対策をとること。

#### 6-1-2 貯留施設の施工について

貯留施設の施工にあたっては、貯留部、放流施設および本来の土地利用に係る施設についてそれぞれに要求される機能と水準を満たす施工を行うこと。

#### 【解説】

1. 土工ならびに構造物の施工にあたっては、関連する技術基準に従う。
2. 小堤ならびに天端の施工にあたっては、構造物の高さの管理に十分注意するとともに、コンクリート構造物と土堤との接合部等について、部分的に弱い箇所が生じないよう配慮する。また、将来の沈下についても配慮した施工を行う。
3. 余水吐は越流に対して安全な構造とする。
4. 放流施設は、流出抑制機能を発揮する重要な施設であり、高さの管理とオリフィスの形状寸法については高い精度の施工が望まれる。
5. 貯留部の底面には、排水がスムーズに行われるように適切な勾配をつける。
6. 地区外排水施設との取り付けにあたっては、事前に本管の位置（とりわけ高さについて）を既設計図等によって調べておく。

## 6-2 完了検査

### 6-2-1 完了検査

都道府県知事は、雨水浸透阻害行為に対する対策工事が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が法第11条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

※6-2-1-1 **法要**

#### 【解説】

法9条の許可を受けた者は、対策工事等の出来形図や写真（不可視部の出来形や施工状況が分かるもの）を作成し、現地にて検査を受けるものとする。

検査は、許可を受けた対策工事の内容に合致しているかを確認する。

現地工作物が申請の設計計算結果に影響を与えないかを判断する観点から、特に、工事現場が設計値として使用した現地条件（流出係数毎の土地利用面積、直接放流域の面積等）や対策施設の条件（オリフィス口径、対策施設の規格等）を検査する。

なお、検査員が必要と認める場合は、出来形に基づく再計算資料を提出すること。

検査が不合格の場合は、検査員が今後の対応を指示するため、指示に従い、誠実に対応工事等を行うことにより、検査を合格すること。

## 第7章 雨水貯留浸透施設の維持管理

### 7-1 雨水貯留浸透施設の維持管理

#### 7-1-1 浸透施設の維持管理

浸透施設の維持管理は、浸透能力の継続性と安全性を主眼におき、適正かつ効率的、経済的に行うものとする。

※7-1-1-1 

#### 【解説】

浸透施設では目づまりのために浸透機能が低下することにより、施設内がいつまでも湛水していたり施設外へ溢水することもある。また施設にオーバーフロー管が接続されているような場合は、外見では機能の低下具合を判断しにくい。このような状態を放置しておく、機能回復を試みても復帰しないということにもなる。このような事態にならないよう、浸透施設の維持管理にあたっては施設の構造形式や設置場所の土地利用および地形等を十分把握することにより、目づまりによる浸透能力の低下を防止し、かつ安定的に機能が発揮できるように努めなければならない。

なお、維持管理において考慮することを以下に示す。

- ① 浸透能力の継続  
目づまり防止対策、清掃の方法・頻度、使用年限の延長
- ② 浸透施設の保守  
点検頻度、蓋のずれの直し、破損の補修、地面陥没の補修等
- ③ 経済的な維持管理  
点検が容易、清掃頻度が低い、清掃が容易等
- ④ 維持管理を通して浸透施設の普及啓発  
住民へのPR、排水設備業者の協力、設計コンサルタントへのPR等

以上のことを勘案し、維持管理に関して適切な管理方法と体制を定めることが重要である。

### 7-1-2 貯留施設の維持管理

完成後の貯留施設の機能を確保するために、施設の設置者は、必要に応じて管理要項を策定し、施設の維持管理に努めるものとする。

#### 【解説】

1. 貯留施設は、維持管理が適正に行われることにより、その機能を長期にわたって発揮することができる。従って、施設の設置者は、当該施設の管理者を明らかにするとともに、管理要項を策定し、治水機能の維持管理に努めることが望まれる。
2. 施設の巡視に当たっては適宜、下記事項を確認する。  
とりわけ、豪雨、地震の直後には必ず巡視を行う必要がある。
  - ① 堤体の破損
  - ② 堤体の排水不良
  - ③ 法面の崩壊
  - ④ 放流施設の堆砂
  - ⑤ スクリーンのごみ
  - ⑥ 貯留部内の異常堆砂
  - ⑦ 説明板のチェック
  - ⑧ 安全施設の破損状況
3. 異常が認められたときは、速やかに所要の処置、通報等を行う。
4. 維持管理の充実を図るため、貯留施設の設計、施工及び過去の災害復旧、修繕に関する図書を整理・保管しておくことが重要である。